

この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件書面及び契約が締結された場合は、同法12条の5に定める契約書面の一部になります。

募集型企画旅行条件書（お申込みの前に必ずお読みください。）

この旅行は、株式会社薩摩川内市観光物産協会（以下当社という）が旅行を企画して実施するものであり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約（以下旅行契約という）を締結することになります。また契約の内容・条件は、各コースに記載されている条件の他、下記条件、出発前にお渡しする日程表（確定書面）に記載している事項並びに当社旅行業約款（「募集型企画旅行の部」）によります。

◆旅行契約の内容と手配代行者

当社は、旅行契約において、旅行者が当社の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下旅行サービスという）の提供を受けることが出来るように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。なお、当社は旅行の履行にあたって、手配の全部または一部を他の旅行者、手配を業として扱うその他の補助者に代行させることがあります。

1. 旅行のお申込み方法と契約の成立

所定の申込書に必要事項を記入し、下記の申込金を添えてお申込みください。この際に参加者全員の氏名、年齢、性別並びに、代表者の住所、電話番号が必要となります。申込金は、旅行代金または取消料もしくは違約金の一部または全部として取り扱います。第5項④の支払期限についてもあわせてご確認ください。

旅行代金（おひとり様）	30,000 円未満	50,000 円未満	100,000 円未満	100,000 円以上
申込金（おひとり様）	6,000 円以上	10,000 円以上	20,000 円以上	旅行代金の 20%以上

①当社は電話、FAX、電子メールまたはその他通信手段による契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、お客様は、当社らが予約を承諾した日の翌日から起算して3日以内に申込金または、旅行代金全額をお納めいただきます。但し、旅行開始日前日から起算してさかのぼって20日前以降にお申込みの場合は、当社の指定した期日までに旅行代金全額をお納めいただきます。（受付は、当社らの営業時間内とし、営業時間外に着信したFAX、電子メール等は、翌営業日の扱いとなります。）

②当社とお客様との旅行契約は、当社が申込金を受理した時点で成立します。前記の期日または、当社の指定した期日までに代金のお支払いがない場合は、予約がなかったものとして扱います。

③車椅子の手配等旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする方は、お申込みの時にお申し出ください。可能な限り対応させていただきます。（特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。）

2. お申込み条件

- ①最少催行人員は、特に明示をしていない限り1名様（但しコースに1名様での参加が出来ない旨の表示がある場合は2名様）とします。
- ②未成年の方のみがご旅行の場合、保護者（法定代理人）の参加同意書が必要となります。
- ③身体に障害をお持ちの方、血圧異常等慢性疾患のある方及び、現在健康を害しておられる方はその旨お申し出いただき、医師の診断書を提出していただく場合があります。
- ④団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が判断した場合、及び当社業務上の都合により、お申込みをお断りすることがあります。

3. 契約責任者によるお申込み

- ①当社らは、団体・グループを構成するお客様の代表者（以下「契約責任者」という）から旅行のお申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなして当該契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。
- ②契約責任者は、当社らが定める日までに、構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。
- ③当社らは、契約責任者が構成者に対し現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何らの責任を負うものではありません。
- ④当社らは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

4. 契約書面、確定書面（日程表）の交付

- ①当社らは、契約の成立後、速やかに日程、旅行サービスの内容、その他の旅行条件及び当社の責に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」という）を交付します。
- ②当社らは、旅行日程、主要な利用運送・宿泊機関等に関する内容を契約書面に記載出来ない場合は、当該契約書面上に表示上重要な事項を限定した上で、原則として、旅行開始日の7日前までにこれらの状況を記載した確定書面（日程表）を交付します。また交付前であってもご連絡いただければ、手配状況についてご説明します。

5. 旅行代金の適用及びお支払い期限

- ①特に注釈のない限り、満12才以上の方は「おとな」旅行代金、満3才以上12才未満の方は「子ども」旅行代金となります。但し、旅行代金におとな・子どもの区分表示がない場合は、満3才以上のすべての方に当該旅行代金を適用します。
- ②旅行代金は、コースごとに表示しています。出発日と利用人数（部屋タイプ）でご確認ください。なお、追加代金とは、航空便の選択、宿泊施設の指定の選択、延泊等による代金等、基本代金に追加する旅行代金をいいます。
- ③旅行代金は、第1項①の「申込金」、第13項の「取消料」、第12項①の「違約料」及び第19項の「変更補償金」の額の算出基準となります。募集広告、パンフレット、ホームページにおける「旅行代金」の計算方法は、「旅行代金として表示した金額」に「追加代金として表示した金額」を加算した合計となります。また、「割引代金として表示した金額」がある場合、その合計から減額となります。（特典の利用等による割引は除きます。）
- ④旅行代金（申込金を差し引いた残額）は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までに全額をお支払いいただきます。但し、旅行開始日の20日前以降にお申込みの場合は、当社の指定した期日迄に、14日前以降にお申込みの場合は、予約をいただいた同日または翌日迄にそれぞれ全額をお支払いいただきます。

6. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のない限り航空便は普通席、JRは普通指定席、船舶は2等）、宿泊費、食事代、消費税等の諸税、サービス料金、空港施設使用料、旅行取扱料金及びコースごとに特に明示したその他の費用等。なお、これらの代金はおお客様の都合により一部ご利用されなくても払戻はいたしません。航空運賃は個人包括旅行割引運賃を適用しております。

7. 旅行代金に含まれないもの

前項に掲げるものの他は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- ①超過手荷物料金（規定の重量、容積、個数を超える分について）
- ②コースに含まれない交通費、飲食代等の諸費用及びクリーニング代、電話料等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税金・サービス料。
- ③傷害、疾病に関する治療費及びそれに伴う費用。

8. 契約内容の変更

当社は、契約の締結後であっても、天災地変、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供（遅延、目的地空港の変更等）その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ない時は、お客様にあらかじめ速やかに理由及び因果関係を説明して、サービスの内容その他、旅行契約の内容を変更とすることがあります。但し、緊急の場合においてやむを得ない時は変更後に説明します。

9. 旅行代金の額の変更

- ①当社は、利用する運送機関の運賃・料金が改訂された時は、その増減の範囲内で旅行代金を変更することがあります。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日前までにお客様にお知らせします。
- ②本項①により旅行代金を減額する時は、運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。
- ③前項に基づく旅行内容の変更により、旅行の実施に要する費用に増額または減額が生じる場合には、当社は、その差額だけ旅行代金を変更することがあります。
- ④運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、契約成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人数が変更になった時は、旅行代金を変更します。

10. お客様の交替

お客様は、あらかじめ当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者へ譲渡することが出来ます。但しこの場合、所定の手数料をお支払いいただけます。また、契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生じます。以後その地位を譲り受けた第三者は、当該旅行契約に関する一切の権利及び、義務を継承するものとします。

なお、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、14日前以降に航空便の予約や氏名変更が出来ない等の理由により、当社はおお客様の交替をお断りすることがあります。

11. お客様による旅行契約の解除

①お客様はいつでも第13項に定める取消料を当社に支払って、旅行契約を解除することが出来ます。但し、契約の解除のお申し出の受付は、お申込みを受けた当社らの営業時間内とします。（営業時間外に着信したFAX、電子メール等は翌営業日の扱いとなります。）

②お客様は、次に掲げる場合は本項①の規定にかかわらず、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することが出来ます。

(1)当社によって契約内容が変更された時。但し、その変更が第19項の表左欄に掲げるものその他重要なものである時に限ります。

(2)前9項①の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。

(3)天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全且つ円滑な実施が不可能となり、または不可能となる可能性がきわめて高い時。

(4)当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程に従った旅行の実施が不可能になった時。

③旅行開始後、お客様の都合により旅行サービスの一部を受理されず、または途中で離団された場合、権利放棄とみなし、一切の払い戻しはいたしません。

④お客様は、旅行開始後において、お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することが出来なくなった時または、当社がその旨を告げた時は、本項①の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、受領出来なくなった部分の契約を解除することが出来ます。この場合において、当社は受領出来なくなった当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用（当社の責に帰すべき事由によるものでない時に限ります。）を差し引いた金額をお客様に払い戻します。

12. 当社による旅行契約の解除及び催行中止

◆旅行開始前

①お客様が第5項④の期日までに旅行代金を支払われない時は、当社は、その翌日においてお客様が契約を解除したものとすることがあります。この場合、取消料と同額の違約料をお支払いいただけます。

②当社は、次に掲げる場合、お客様に理由を説明して契約を解除することがあります。

(1)お客様が当社の明示した参加条件を満たしていないことが判明した時。

(2)お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認めた時。

(3)お客様が契約内容に対し合理的な範囲を超える負担を求めた時。

(4)スキーを目的とする旅行において、降雪量の不足負うでスキー場コンディションの不良により、予定通りの行程が実施不可能となった時。あるいはその可能性がきわめて高い時。（この場合、旅行開始日の前日からさかのぼって7日前までにお知らせいたします。）

(5)天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全且つ円滑な実施が不可能となり、または不可能となる可能性がきわめて高い時。

③当社は、旅行開始前において本項②により契約を解除した時は、既に収受している代金（または申込金）をお客様に払い戻します。

◆旅行開始後

①当社は次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して契約の一部を解除することがあります。

(1)お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認めた時

(2)天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由であって、旅行の継続が不可能となった時。

②当社は、旅行開始後において本項①の規定に基づき契約の解除をした時であっても、お客様が既に受けた旅行サービスに関する当社の債務は有効な弁済がなされたものとし、提供を受けていないものについては、その旅行サービスに対しての取消料、違約料その他既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用を差し引いた金額をお客様に払い戻します。

③当社は、本項①の規定により契約を解除した時は、お客様の求めに応じて、出発地に戻るための必要な手配をします。この場合に要する一切の費用はお客様の負担となります。

13. 取消料

お申込み後、お客様の都合で旅行を取消または変更される場合、旅行代金に対してお客様1名につき下記の料率で取消料（変更手数料）をいただきます。オプションとして追加手配されたものも同様となります。なお、複数人数のご参加で、一部のお客様が契約を解除される場合は、ご参加のお客様から運送・宿泊機関等の（1台・1室あたりの）利用人数の変更に対する差額をそれぞれいただきます。

取消または変更日（旅行契約の解除期日）	取消料（変更手数料）	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	21日（日帰り旅行にあっては11日）前の16:00まで	無 料
	20日～8日（日帰り旅行にあっては10日～8日）前の16:00まで	旅行代金の20%
	7日～2日前の16:00まで	旅行代金の30%
旅行開始日前日の16:00 まで	旅行代金の40%	
旅行開始日の当日（往路航空便搭乗手続き締切時刻まで）	旅行代金の50%	
旅行開始後及び無連絡不参加	旅行代金全額（100%	

※取消料の料率、金額は契約書面に明示します。なお、上記取消（または変更）日が土曜日及び当社休業日や営業時間外にあたる場合は、翌営業日にお受けした扱いとなります。

※出発日・コース・利用便・宿泊施設等行程中の一部を変更される場合も上記手数料の対象となります。

※航空便については、出発の10日前以降の変更は出来ませんので、ご注意ください。

14. 旅行代金の払い戻し

当社らは、第9項の規定による旅行代金の減額または第11・12項の規定による契約の解除によってお客様に対し払い戻すべき金額が生じた時は、旅行開始前の解除にあっては、解除日の翌日から起算して7日以内に、減額または旅行開始後の解除による払い戻しにあっては、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。但し、クーポン券、欠航証明書等の引き渡し後の払い戻しに際して、当該券類を当社らに提出していただく必要があり、それらの提出がない場合は、旅行代金の払い戻しが出来ないことがあります。

15. 添乗員等

特に記載のない限り、添乗員は同行しません。お客様が旅行サービスを受けるために必要なクーポン類をお渡ししますので、旅行サービスを受けるための手続きはお客様ご自身で行っていただきます。なお、現地における当社の連絡先は「行程ご案内」に明示します。また、天候等不可抗力によって旅行サービスの受領が出来なくなった場合、当該部分の代替サービスの手配や手続きはお客様ご自身で行っていただきます。

16. 保護措置の実施

当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めた時は、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでない時は、当該措置に要した費用はお客様の負担となります。

17. 当社の責任

- ①当社は、契約の履行に当たって、当社または手配代行者が故意または過失によりお客様に損害を与えた時は、損害発生の日から2年以内に当社に対して通知があった時に限り、その損害を賠償します。但し、手荷物の損害は、損害発生の日から14日以内に当社に対して通知があった時に限り、お客様1名様につき15万円を限度（当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。
- ②お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被った時は、当社は本項①の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

18. 特別補償

- ①当社は、前項に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社約款「特別補償規程」に従い、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ外来の事故により生命、身体に被られた一定の損害について、旅行者1名につき死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として1万円～5万円、携帯品にかかる損害補償金（15万円を限度、但し一個または一対についての補償限度は10万円）を支払います。但し、現金、クレジットカード、貴重品、撮影済みのフィルム、CD・ROM、光ディスク等記録媒体に書かれた原稿（記録媒体自体は補償対象）、その他同規程18条第2項に定める品目については補償しません。
- ②本項①の損害について当社が前項①の規程に基づく責任を負う時は、その責任に基づいて支払うべき損害補償金の額の限度において、当社が支払うべき本項①の補償金は、当該損害賠償金とみなします。
- ③お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、飲酒運転、故意の法令違反、法令に違反するサービスの提供の受領、山岳登山（ピッケル等の登山用具を使用するもの）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等同規程第3条及び第5条に該当する場合は、本項①の補償金及び見舞金を支払いません。
- ③当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途旅行代金を收受して当社が実施する募集型企画旅行については、主たる契約の一部として取り扱います。
- ④契約書面において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われていない旨が明示された日については、当該日にお客様が被られた損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行の参加中とはいたしません。

19. 旅程保証

- ①当社は下記表に掲げる契約内容の重要な変更（サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるもの以外の次の（1）（2）の変更を除く）が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。（お客様の同意を得て同等価値以上の品物またはサービスの提供とすることがあります。）但し、旅行サービスを受けた日時及び順序の変更は対象外とします。
- （1）天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、当初の運送計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命または身体の安全確保のための必要な措置としての変更。
- （2）当初の運行計画によらない運送機関の遅延、不通、またはこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮。
- （3）第10項から第12項までの規定により契約が解除された部分に係る変更。
- ②当社が一つの契約に基づきお支払いする変更補償金の額は、旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。また、お客様1名に対して支払うべき変更補償金の額が1,000円未満である時は、当社は、変更補償金を支払いません。
- ③当社が本項の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について前項の規定に基づく損害賠償責任が明らかになった場合には、当社は、既にお支払いした変更補償金の額を差し引いた額の損害賠償金を支払います。

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率（%）	
	旅行開始前	旅行開始後
①契約書面に記載した旅行開始日または終了日の変更	1.5	3.0
②契約書面に記載した入場する観光地または観光施設（レストランを含む）その他の旅行目的地の変更	1.0	2.0
③契約書面に記載した運送機関の等級または設備の低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。）	1.0	2.0
④契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0	2.0
⑤契約書面に記載した旅行開始地たる空港（出発空港）または終了地（帰着空港）の異なる便への変更	1.0	2.0
⑥契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1.0	2.0
⑦契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
⑧前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

- （注1）「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。
- （注2）「行程ご案内」（確定書面）が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「行程ご案内」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と「行程ご案内」の記載内容との間または「行程ご案内」の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じた時は、それぞれの変更に付き一件として取り扱います。
- （注3）③または④に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。
- （注4）④に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級または設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- （注5）④または⑥もしくは⑦に掲げる変更が一乗車船または一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船または一泊につき一件として取り扱います。
- （注6）⑧に掲げる変更については、①から⑦までの率を適用せず、⑧によります。

20. お客様の責任

- ①お客様の故意または過失により当社が損害を被った時は、当社は、お客様からの損害の賠償を申し受けます。
- ②お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- ③お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識した時は、現地において速やかに当社、当社の手配代行者または旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

21. 国内旅行傷害保険への加入

病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行傷害保険に加入することをお勧めします。詳細は、お申込み窓口の係員にお問い合わせください。

22. 個人情報のお取り扱いについて（重要）

- ①旅行パンフレット裏面の受託販売欄に記載された当社の受託旅行者または受託旅行者代理業者（以下「販売店」という）及び当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等（主要なものについては各コース等に記載されています）の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。 ※このほか、当社及び販売店では、下記項目にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
 - （1）当社、販売店及びこれらと提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内
 - （2）旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い
 - （3）アンケートのお願い
 - （4）特典サービスの提供
 - （5）統計資料の作成
- ②当社が取得する個人情報は、お客様の氏名、年令、性別、電話番号、住所、メールアドレス、その他コースにより当社が旅行を実施する上で必要となる最小限の範囲のお客様の個人情報とします。また介助者の同行、車椅子の手配等特別な配慮を必要とする場合で、当社が可能な範囲内でこれに応ずる（または応じられない旨の回答をする）目的のため、上記以外の個人情報の取得をさせていただくことがあります。これは当社が手配等をする上で必要な範囲内とします。
- ③当社が本項②の個人情報を取得することについてお客様の同意を得られない場合は、当社は、募集型企画旅行契約の締結に応じられないことがあります。また同意を得られないことにより、お客様の希望される手配等が行えない場合があります。
- ④当社は、お申込みいただいた旅行の手配のために、運送・宿泊機関等に対し、お客様の氏名、年令、性別、電話番号、その他手配をするために必要な範囲内での情報を、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供します。
- ⑤当社が保有するお客様の個人データの開示、その内容の訂正、追加もしくは削除、またはその利用の停止、消去もしくは第三者への提供の停止をご希望の方は、下記のお問い合わせ窓口までお申し出ください。その際、法令及び当社規定に従い、遅滞なく必要な措置をとらせていただきます。また、ご希望の全部または一部に応じられない場合はその理由をご説明します。
- ⑥万一、当社の個人情報の流出等の問題が発生した場合は、直ちにお客様に連絡させていただき、安全の確保が保たれるまで問題が発生したシステムを一時停止いたします。また、速やかにホームページ等で事実関係を公表させていただきます。

〈個人情報に関するお問い合わせ・苦情のお申し出先〉

◇株式会社薩摩川内市観光物産協会 0996-25-4700
個人情報保護管理責任者 田村美穂
お客様は、当社との個人情報に関する苦情について、当事者間で解決が出来なかった場合は、下記の協会に、その解決について助力を求めるための申し出をすることが出来ます。
◇一般社団法人 全国旅行業協会（ANTA）鹿児島県支部 099-225-8901

23. ご注意

- ①お客様の都合による航空便及びその他運送機関の変更、行程変更は出来ません。
- ②交通機関の渋滞等、当社の責に帰すべき事由によらず航空便にお乗り遅れの場合は、別途、航空券のご購入が必要となり、航空券引換証の払い戻しありません。
- ③悪天候、お客様の間に帰すべき事由によらず旅行サービスの受領が出来なくなった場合、第11項の規定により、当該旅行サービスに対して取消料、違約料等支払うべき費用を差し引いた金額をお客様に支払います。但し、代替サービスの宿泊費・交通費・通信費等はお客様の負担となります。
- ④お客様の便宜をはかるため、お土産店等のご案内をすることがありますが、お買い物に際しては、お客様自身の責任でご購入いただきます。
- ⑤クーポンを送付希望の場合は、送付手数料をいただきます。

24. 旅行条件及び旅行代金の基準日

本旅行条件は令和6年4月1日現在において有効な運賃・料金並びに諸条件を基準としております。

旅行企画・実施 鹿児島県知事知事登録第 2-236 号

株式会社薩摩川内市観光物産協会

〒895-0024 鹿児島県薩摩川内市鳥追町 1-1 0996-25-4700

総合旅行業務取扱管理者 白肌聖子

（一社）全国旅行業協会（ANTA）正会員